

札幌市立園・学校の臨時休業措置（学級閉鎖等）の基準【詳細】

（令和4年4月～）

以下のいずれかに該当する場合に、最大5日間の学級閉鎖を実施する

基準1 同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が判明した場合

- ①一人目の感染者が、感染可能期間に登校していない場合、個別の出席停止措置で終了とし、上記「複数」に含めない。ただし、②で学級閉鎖となった場合の二人目以降については、この条件は適用しない。
- ②一人目の感染者の最終登校日の翌日から5日以内に、二人目の感染者が確認された場合、二人目の感染者の最終登校日の翌日から5日間、学級閉鎖を実施する。
- ③特段の理由がない限り、学校において上記基準で学級閉鎖を実施する。特段の理由がある場合（学級滞在時間が短いなど、学級での接触が少ないと判断できる場合）は、保健係に相談する。
- ④三人目以降の感染者が判明した場合、それぞれ最終登校日の翌日から5日間を閉鎖することを基本として考え、必要に応じ閉鎖期間を延長する。
- ⑤閉鎖期間が終了した時点でリセットされ、それ以降の感染者は一人目として考える。
- ⑥部活動についても、原則同じように対応し、部員全員の出席停止措置を行う。
なお、一人目の感染者が判明した時点で、活動は中止することが望ましい。
- ⑦幼稚園・小学校の場合、教員（担任）が一人目もしくは二人目以降の感染者となった場合は、原則、園児・児童と同様に取り扱う。③と同様に、特段の理由がある場合は、保健係に相談する。
ただし、園児・児童に二名以上の感染者が発生したことによる学級閉鎖を実施する場合、特段の理由がなければ、教員（担任）に在宅勤務を命ずるものではなく、本人に症状がなければ出勤は可能。

基準 2 感染が確認された者が 1 名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

※未診断の風邪等の症状とは、これまでの取扱いと変わっておらず、診断のない何らかの症状（のどの痛み、鼻汁、頭痛、発熱、倦怠感、寒気などが一つでもある場合）のことを指す。

①一人目の感染（感染可能期間に登校している）が判明した翌日までに、感染者の他に当該学級に二人以上の風邪等の症状を有する者がいた場合、一人目の感染者の最終登校日の翌日から5日間、学級閉鎖を実施する。

②翌日を過ぎた場合は、有症者がいても、学級閉鎖は実施しない。

※有症者は出席停止となっている

※③へ移行の可能性もある

③その後、感染者が判明した場合は、基準 1 により対応する。

④部活動についても、原則同じように対応し、部員全員の出席停止措置を行う。

⑤幼稚園・小学校の場合、園児・児童に一人目の感染者がいる場合、翌日までに教員（担任）に風邪等の症状が生じた場合は、原則、園児・児童と同様に取り扱う。

ただし、園児・児童に、二名以上、風邪等の症状が生じたことによる学級閉鎖を実施する場合、特段の理由がなければ、教員（担任）に在宅勤務等を命ずるものではなく、本人に症状がなければ出勤は可能。

⑥休業日については、風邪等の症状の発症を確認する必要はない。ただし、休業日明けに、風邪等の症状で欠席する者が多く、感染拡大の可能性が考えられる場合は、保健係に相談する。

基準 3 その他、感染が広がっている可能性があるとして、教育委員会が必要と判断した場合

①感染者は判明していないものの、有症者が多数判明している場合 など

なお、学年や全校の閉鎖を実施しなければ、感染拡大を防ぐことができないと判断する場合は、学年閉鎖・休校を実施する。